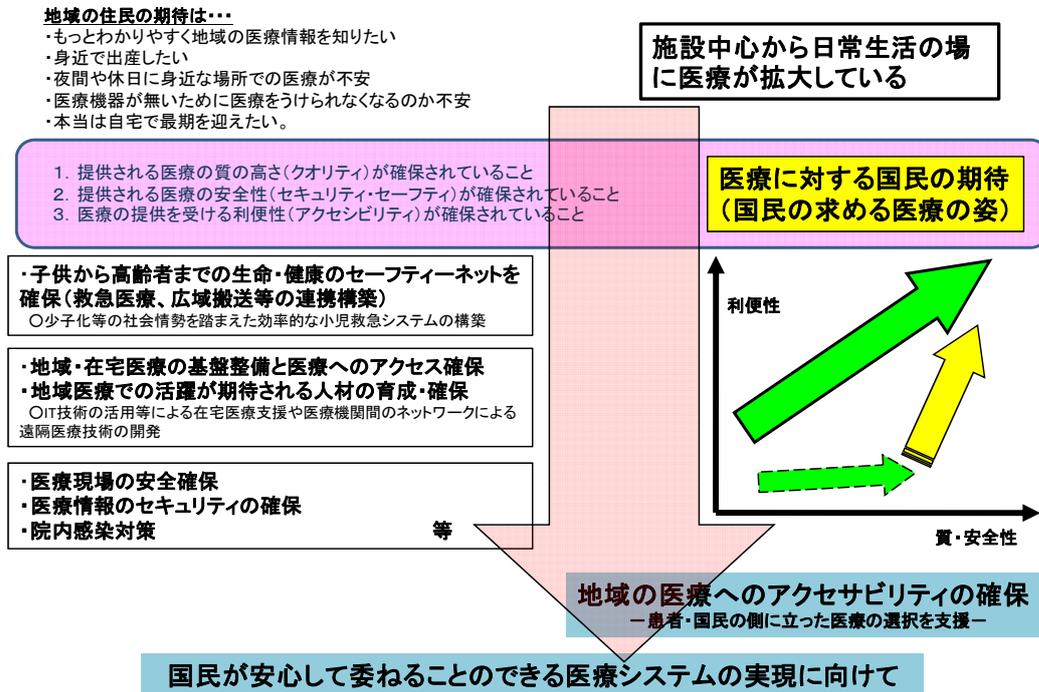


#### 4. 参考（概要図）

## 地域医療基盤開発推進研究事業



#### (11) 労働安全衛生総合研究

分野名	IV. 健康安全確保総合研究
事業名	労働安全衛生総合研究
主管部局（課室）	労働基準局安全衛生部計画課
運営体制	労働基準局安全衛生部計画課の単独運営

関連する「第3期科学技術基本計画」における理念と政策目標（大目標、中目標）

理念	健康と安全を守る
大目標	安全が誇りとなる国
中目標	暮らしの安全確保

#### 1. 事業の概要

(1) 第3期科学技術基本計画・分野別推進戦略との関係

重要な研究開発課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品・医療機器、組換え微生物、生活・労働環境のリスク評価等の研究開発</li> <li>・こころの発達と意思伝達機構並びにそれらの障害の解明</li> </ul>
研究開発目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年までに、労働者及び労働者の実態調査や労働安全衛生に係る技術の検討により、新たな知見である、職場における労働災害を防止・減少するために必要な技術を明らかにする。</li> <li>・2010年までに、労働者の実態調査や地域保健との連携のあり方の検討により、労働者の職場におけるメンタルヘルス不調の予防・減少を図るための有効な手段を見いだす。</li> </ul>

成果目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年頃までに、事業場における安全衛生水準を向上し、安全と健康が確保された労働環境を形成する。</li> <li>・2015年頃までに、職場におけるメンタルヘルス不調の予防・減少を図るための有効な手法を開発する。</li> </ul>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

戦略重点科学技術の該当部分	—
「研究開発内容」のうち、本事業との整合部分	—
推進方策	—

(2) 社会還元加速プロジェクトとの関係（該当部分）：該当なし

(3) 健康長寿社会の実現との関係（該当部分）：該当なし

(4) 革新的技術戦略との関係（該当部分）：該当なし

(5) 科学技術外交との関係（該当部分）：該当なし

(6) その他

- ・ 低炭素社会の実現：該当なし
- ・ 科学技術による地域活性化戦略：該当なし

(7) 事業の内容（新規・一部新規・継続）

労働安全衛生総合研究事業は、職場における労働者の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成等を図ることを目的として調査研究を実施している。

平成20年度から24年度は、国が定めた第11次労働災害防止計画の計画期間であり、同計画において、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を増加させること、作業環境管理の徹底等により職業性疾患を減少させること、重篤な災害が発生している機械の種類ごとの安全対策を充実させることなどを重点対策としている。

このような対策を推進するためには、調査研究により最新の科学的知見を得て、その結果を基に計画的に対策を推進することが必要である。

このため、平成22年度は、新たに以下の研究を実施することとしている。

- ・ 新たな精神疾患罹患労働者に対するメンタルヘルスのあり方に関する研究
- ・ じん肺健康診断等におけるデジタル画像の標準化並びにモニター診断及び比較読影方法の確立に関する研究
- ・ ナノマテリアルの簡易測定方法、ばく露防止対策等に関する研究
- ・ 医療従事者に係る被ばく低減化の研究
- ・ 振動測定に関する研究
- ・ 医師等が健康診断結果に基づき実施する意見聴取の際に配慮すべき事項についての調査研究
- ・ 機械設備のライフサイクルを加味したリスクアセスメント等のあり方に関する研究
- ・ IT機器から得られる情報の活用とそれによる労働災害リスク低減に関する研究
- ・ 石綿含有建築物解体工事の飛散防止措置効果の連続的確認における測定手法に関する調査研究

(8) 平成22年度における主たる変更点：特になし

(9) 他府省及び厚生労働省内での関連事業との役割分担

労働災害防止や職業生疾病予防に関する関連事業はない。

(10) 予算額（単位：百万円）

H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2（概算要求）
254	203	163	142	未定

(11) 平成 20 年度に終了した研究課題で得られた成果

平成 20 年度に終了した研究については、安全衛生行政施策や事業場における安全衛生活動に活用されており、事業目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保並びに快適な職場の形成」に大きく寄与している。

- ・石綿含有製品製造等の禁止が例外的に猶予されているガスケット（薄板上のパッキング）に関し、高温ガスケット密封性能試験方法を開発し、当該試験法に係る団体規格及び関連 J I S 規格の新規制定に関与するなど、非石綿化ガスケットへの代替化促進に寄与している。
- ・労働者の自殺対策に関する教育啓発等のツールを作成し、近く一般に公開予定であり、事業場における自殺予防に広く活用されることが期待される。
- ・数百に及ぶ実際の石綿暴露に関する相談事例を基に、石綿リスクコミュニケーション・マニュアル（Q & A）を作成し、今後、事業場、石綿暴露に関する相談機関等において活用されることが期待される。
- ・現行の「石綿濃度測定」では、石綿の飛散状況のサンプリングから分析結果を得るまでに時間がかかり、状況把握やその対策が遅れることが懸念されるため、リアルタイムで石綿飛散状況を計測することができる機器の性能要件及び制度管理手法についての研究成果の活用が期待される。

## 2. 評価結果

### (1) 研究事業の必要性

新たな技術の開発、新たな物質の出現、労働災害防止技術の進歩、労働環境の変化など、労働者の安全と健康を取り巻く状況は刻々と変化しており、労働者の命と健康を守るためには、その変化に対応し、常に最新の科学的知見に基づいて必要な規制や予防のための取組を続けていかなければならない。

最新の科学的知見を得るためには、本研究事業において国の重要政策に関わる調査研究を継続的に行うことが必要不可欠であり、これによって得られた知見が政策に反映されることにより、労働者の安全と健康の確保を図ることが可能となることから、本研究事業の必要性は極めて高い。

### (2) 研究事業の効率性

本研究事業については、事前評価、中間評価及び事後評価を実施し、計画性があり政策目的に合致した課題の選定、評価を行っており、事業の効率性を確保している。

また、労働安全衛生においては依然として非常に多くの政策課題があるものの、限られた予算の中で最大限の効果を得る必要があることから、特に優先的に対応すべき重点課題を定め、課題の採択、研究費の配分においても、重点課題に直結した成果を出せる研究となるよう必要額を精査しており、効率性は高い。

### (3) 研究事業の有効性

本研究事業において実施されている調査研究は国の施策と密接に関わっており、その成果は有効に活用されている。平成 20 年度の例でいえば、石綿含有製品製造禁止等が例外的に猶予されているガスケットに関し高温密封試験法を開発したほか、労働者の自殺対策に関する教育啓発等のツールを作成する等、行政施策に必要とされる重要成果をあげており、有効

性は高い。

(4) その他：特になし

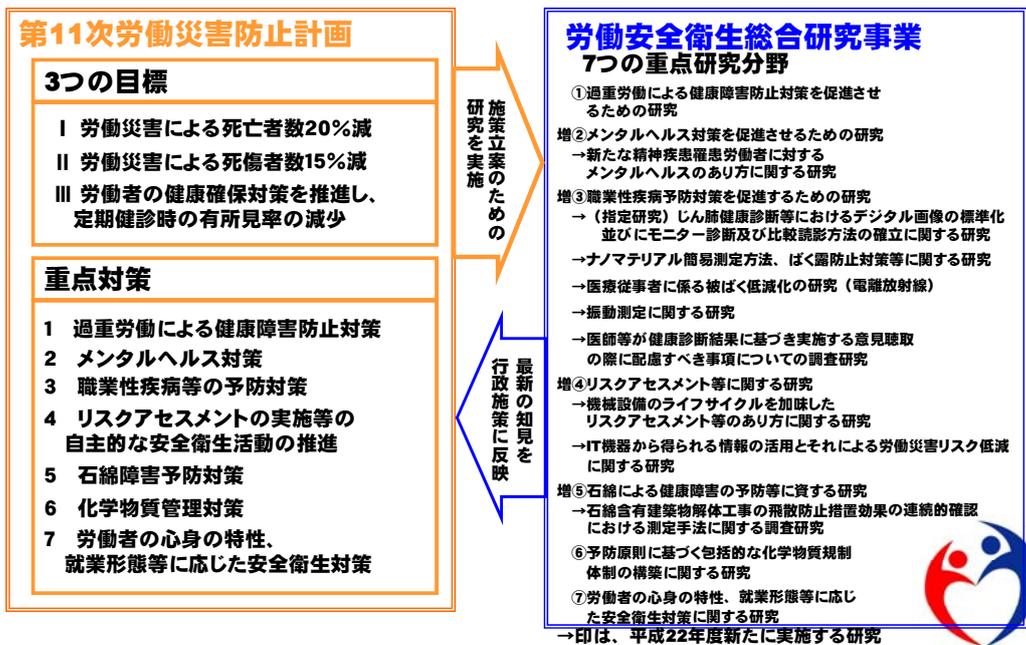
### 3. 総合評価

労働災害の被災者数は未だに年間 55 万人におよび、1,200 人以上が亡くなっている状況にあり、労働者の安全と健康の確保は国民的課題の一つになっている。こうした中で、労働安全衛生行政は、常に最新の科学的知見に基づき、必要かつ有効な規制を設けることで全国 6 千万人を超える労働者の安全と健康を確保しており、本研究事業は、行政が必要とする科学的知見の提供、具体的手法の開発等を担うなど、その推進に重要な成果をあげており、引き続き一層の推進が必要である。

### 4. 参考（概要図）

## 労働安全衛生総合研究事業

～ 労働者の安全と健康を守り、労働災害を減らすために ～



### (12) 食品医薬品等リスク分析研究

・ 食品の安心・安全確保推進研究

分野名	IV. 健康安全確保総合研究
事業名	食品の安心・安全確保推進研究
主管部局（課室）	食品安全部企画情報課
運営体制	食品安全部企画情報課の単独運営

関連する「第3期科学技術基本計画」における理念と政策目標（大目標、中目標）